

大阪府監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府議会議長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成23年7月15日

大阪府監査委員 磯部 洋
同 赤木 明夫
同 京極 俊明
同 中野 雅司

1 指示事項に対する措置

（府民に身近な議会の広報・広聴について（手話通訳））

監査対象機関名	議会事務局
監査実施年月日	平成22年6月22日から同年7月21日まで
監査の結果	措置の状況
<p>手話通訳については、制度開設以来、稼働実績が少ない状況にある。</p> <p>また、手話通訳の対応時間帯は、原則、手話通訳者の待機時間帯（2時間）となっており、待機時間帯以外のニーズへの対応は、その都度契約業者との協議となっている。</p> <p>今後、直接傍聴者の有無にかかわらず手話通訳を行い、インターネット中継でも手話通訳を放映するなど、直接傍聴に来られない聴覚障がい者にも議会の内容を伝えることができるよう、きめ細かな対応を検討されたい。</p>	<p>（直接傍聴に来られない聴覚障がい者へのきめ細かな対応について）平成23年度において「傍聴人に優しい環境整備（聴覚障がい者への配慮）」を進めるため、聴覚障がい者への配慮のあり方に関する調査（インターネット中継と会議録連携の実証実験）を実施することとしました。</p> <p>今後とも議会運営改革検討協議会において合意されている「開かれた議会」をさらに進めるため、聴覚障がい者へのきめ細かな対応をはじめ「傍聴人へ優しい環境整備」に努めます。</p>